

<ご参考> 損害保険関係の紛争処理機関（日本損害保険協会作成）

項目	(財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 【2001年12月設立】 自賠法23条の5による財団法人	(財) 交通事故紛争処理センター 【1978年3月設立】 民法34条による財団法人	損害保険調停委員会 【1965年10月創設】 協会は民法34条による社団法人
対象事案	自賠責保険金の支払（一括払事前認定を含む） →重過失減額、休業損害、後遺障害等級認定など	自動車事故による対人・対物損害賠償	損保協会受付から3ヶ月経過しても未解決の苦情 ただし、自賠責保険・共済紛争処理機構および交通事故紛争処理センターの対象事案は除く。 したがって、自動車保険では人身傷害、搭乗者傷害、車両保険などが対象
主な除外事案	(1) 他の相談・紛争処理機関へ解決申出の事案 (2) 民事調停、訴訟に係属中の事案 (3) 申請者が権利・権限を有していない事案 (4) すでに取り扱った事案	(1) 民事調停、訴訟に係属中の事案 (2) 申請者が権利・権限を有していない事案 (3) すでに取り扱った事案 (4) 示談代行付き自動車保険でない場合 (共済の対象事業者は、JA、全労済のみ) (5) 自転車による対歩行者・対自転車事故 (6) ケガの治療中や後遺障害の等級が未決定の事案	(1) 紛争・自賠責機構の対象事案 →自動車事故による損害賠償事案 (2) 法人契約 (3) 民事調停、訴訟に係属中の事案 (4) 申請者が権利・権限を有していない事案 (5) すでに取り扱った事案 ※協会会員会社以外の事案は対象外
内容	調停	「和解あっ旋」および「審査による裁定」 (担当弁護士による和解のあっ旋が行われ、これに不同意の場合は審査申出可能)	調停
委員会メンバー	紛争処理委員30名：弁護士、医師、学識経験者	審査員3名：法律学者、元裁判官、弁護士	調停委員5名：学識経験者、弁護士
事情聴取	なし (提出された申立書類等に基づいて審査を行う)	審査の場合、原則、事情聴取1回 (あっ旋の場合、3回の来訪で約6割が示談成立)	原則、事情聴取1回
遵守規定	保険会社は「調停を遵守」（片務規定）	保険会社は「裁定を尊重」（片務規定）	保険会社は「調停を尊重」（片務規定）
利用料金	無料	無料	無料
取扱事案件数	申立件数 2005年度 542件 2004年度 423件	示談成立件数 審査件数 2005年度 5754件 588件 2004年度 5820件 567件	申立件数 2005年度 12件 2004年度 6件
場所	東京・大阪	全国10ヶ所（東京・札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、さいたま、金沢）	東京
損保業界（協会）との関係	旧自算会の再審査会の機能を引き継ぎ、法に基づく中立・公正な機関として設立。設立費用の95%を損保業界が負担。運営費の多くは自賠責保険に係る社費から充当。	交通事故裁定委員会(1974年発足)を改組して設立。運営費用は主に自賠責保険の運用益から支出。	1965年の保険審議会答申の指摘により、同年、協会内に調停委員会を設置。運営費用は会員会社の会費から支出。